

パターン 6

	コロナ休業3日間														コロナ休業3日間																
X月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
実績		×							○							×							○								○
		1							2							3							4								5

3日間のコロナ休業が複数回あったため、ケアプラン通り
利用できなかった

⇒

日割り請求(月5回の利用予定が休業の影響で2回利用できなかったため)

31日-3日-3日=25日 25日間の日割り請求

パターン 7

															コロナ休業3日間																
X月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
実績		○						○								×							×								○
		1						2								3							4								5

自己都合で利用しなかった

3日間のコロナ休業に伴いにケアプラン通り利用できなかった
かつ、自己都合で1日利用しなかった

⇒

日割り請求(月5回の利用予定が休業の影響で1回利用できなかったため)

31日-3日=28日 28日間の日割り請求

※自己都合の欠席の場合は、日割りに含めない

留意事項

- 休業期間については、引き続き利用者、家族、ケアマネジャー及び地域包括支援センター、松本市高齢福祉課 介護給付担当に適切かつ迅速に連絡を行ってください。また、請求方法については事前に利用者、家族に説明を行ってください。
- パターン3についてはあくまで、ケアプラン上振替えが必要と判断した場合に限ります。事業所判断はせず、必ず利用者、家族、ケアマネジャー及び地域包括支援センターと相談をして対応してください。振替え不要と判断した場合は、パターン1のとおり日割り請求を行ってください。